

介護保険制度改革に伴う 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置について

1 目的

平成 27 年 4 月に、介護保険法の改正施行により同法第 115 条の 45 第 1 項に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が規定され、平成 29 年 4 月までに新しい総合事業へ移行・実施することとされている。

総合事業の実施にあたっては、今後さらに増加する高齢者の生活支援ニーズにこたえるため、住民主体のサービスを始め N P O やボランティア、民間企業等の多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築を支援する必要がある。

本市においては、総合事業の実施に先立ち、平成 27 年度に市内 3 区において生活支援コーディネーターをモデル的に配置し、地域資源の開発や関係者間のネットワーク構築、地域ニーズに応じた多様なサービス提供主体を確保するための調整等を行うものである。

2 役割

（1）地域資源のネットワーク化

区の中でも地域ごとに生活環境や資源、人口の構成等が異なることから、地域ごとの資源とニーズを把握するとともに、自治会等の住民組織、ボランティア団体、NPO 法人等で構成される協議体を組織し、定期的な情報・意見交換会を開催する。

（2）生活支援の担い手の発掘・養成

（1）で組織する協議体での情報交換により把握した、地域ごとのニーズに応じたサービスが提供できる団体やその担い手等を確保できるよう、既存ボランティア団体等活動団体へ働きかけを行う。

（3）活動の場の発掘・開発

既存福祉施設や地域集会所、老人憩の家等に赴き、（2）で発掘・養成した担い手が各地域でのニーズに応じたサービスが提供できるような活動の場の開拓を行う。

（4）サービス実施情報の提供・周知

上述の調整により生活支援サービスの実施情報（日時・場所・内容・実施団体・連絡先）をリストにまとめ、各事業実施主体、地域包括支援センターや見守り活動の従事者等への提供を通じ、利用者への周知に取り組む。

3 公募スケジュール

6 月 8 日（月）～6 月 26 日（金）	事業者公募
7 月初旬	選定会議開催、決定通知送付
8 月 3 日（月）	事業開始

4 今後のスケジュール

平成 27 年度	8 月より、3 区（港区・鶴見区・住之江区）にモデル的に設置
平成 28 年度～	3 区的生活支援コーディネーターの取組みを効果検証し、全市域に 順次拡充